

## 仕 様 書

- 1 件 名 「赤坂5通り商店街サインボード事業」整備・管理運営業務委託
- 2 履行期間 第1期 契約締結日から平成20年3月31日  
第2期 平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
- 3 履行場所 赤坂商店街協議会（※）区域内  
※ エスプラナード赤坂商店街振興組合、赤坂みすじ通り会、赤坂一ツ木  
通り商店街振興組合、赤坂通り中央会、赤坂第一商店会で構成
- 4 委託内容 別紙のとおり
- 5 その他
  - ① この仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、業務受託者と赤坂商店街協議会が協議するものとする。
  - ② 赤坂商店街協議会との連絡・調整等に当たっては、担当責任者を明確にしておくこと。
  - ③ 業務受託者は、本業務に関して知り得た情報を業務以外の目的に使用してはならない。
- 6 担 当  
赤坂商店街協議会  
エスプラナード赤坂商店街振興組合 理事 福島 市男  
港区赤坂3-10-5 赤坂クインビル4階  
電話 03 (5561) 9125 FAX 03 (5561) 9128

## 「赤坂5通り商店街サインボード事業」整備・管理運営業務委託内容

### 1 事業の目的

本事業は、赤坂地区商店街変身計画（平成19年7月作成）に基づき、赤坂5通り商店街が、地域の特性を活かした魅力的な商店街に変身を遂げることを目的に、商店街活性化のための情報発信ツールとして整備する。

### 2 サインボード事業の概要

サインボードはITを採用した赤坂情報発信のツールとして、赤坂5通り商店街に複数台設置する。商店街独自の情報、各店舗の販促サービスやクーポン、赤坂地区で行われるイベント、協賛企業の情報や広告などを映像（音を含む）として配信する。また、バイリンガルな情報発信機能と、環境演出に配慮し、来街者・在勤者・住民が、常に最新の赤坂の情報を手軽に入手することができるものとする。

### 3 委託内容

#### (1) 第1期事業

①サインボードの購入・設置

②関連機器の購入

③サインボード用コンテンツの作成・配信（第1期分）

○第1期分として作成するコンテンツは、店舗情報（約100～150店舗分）、案内マップ、『みんなと安全安心メール』、広告とする。

④サインボードの運用テスト

⑤サインボード管理運営体制の立ち上げ準備

⑥上記①から⑤までの業務に関する一切の業務

#### (2) 第2期事業

①サインボードのハード及びソフトの保守管理業務

②サインボード用コンテンツの作成・配信（第2期分）

○第1期事業で作成した以外のコンテンツを平成20年9月30日まで作成・配信する。

③商店街会員へのコンテンツ掲載営業活動

④サインボード掲載広告の企業等への営業活動及び広告作成・配信

⑤コンテンツ更新業務

○店舗関係情報は月1回、イベント等その他の情報は逐次必要に応じ更新する。

⑥赤坂の地域、商店街の取材、情報収集業務

⑦エンターテインメント機能の企画・作成業務

⑧サインボード事業にかかる経理業務

⑨上記①から⑧までの業務に関する一切の業務

#### 4 経費負担

第1期事業にかかる経費（機器の購入経費を含む。）については、赤坂商店街協議会の負担とする。

第2期事業にかかる経費については、業務受託者の負担とし、赤坂商店街協議会は経費負担を行わないものとする。事業運営費その他の経費は、企業広告収入及び商店街会員から徴収するコンテンツ作成料、その他の本事業の収益により賄うものとする。

#### 5 サインボードの仕様及び設置場所

- ① 台数は10台以上とすること。
- ② 景観に配慮した外観とすること。
- ③ 環境に配慮した材質とすること。
- ④ 汚れ、破損等に対する耐久性に優れていること。
- ⑤ タッチパネル等、簡易で分かりやすく操作性が高い機器であること。
- ⑥ モニターサイズは46インチ以上、屋外の使用に耐え得る輝度があること。
- ⑦ サインボードの設置場所は、来街者へのPR効果及び赤坂商店街協議会各商店街のバランスに配慮すること。
- ⑧ 設置にあたっての地権者等との交渉を赤坂商店街協議会と協力して行うこと。

#### 6 サインボードの機能

- ① 商店街案内機能（マップ表示）
- ② 商店会加盟店舗（約320店舗）の情報案内機能
- ③ クーポン等販促サービス配信機能
- ③ 赤坂の地域及び歴史情報提供機能
- ④ 港区が配信している『みんなと安全安心メール』の受信、配信表示機能
- ⑤ 広告表示機能
- ⑥ バイリンガル機能（英語、中国語、韓国語）
- ⑦ その他エンターテインメント機能

#### 7 その他

- ① サインボード事業のため作成されたコンテンツ（企業広告及び港区情報を除く）の著作権は赤坂商店街協議会に属するものとする。
- ② 本サインボードシステムに必要なその他の機器は、受託事業者の事業所内に設置すること。